



# 鳥取県公報

平成18年 1月31日(火)  
号外第13号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

**人委規則** 人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を  
 改正する規則(4)(任用課) ..... 1  
 職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則(5)(給与課) ..... 2  
 給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則(6)(〃) ..... 2  
 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則(7)(〃) ..... 6  
 管理職手当に関する規則の一部を改正する規則(8)(〃) ..... 8  
 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則(9)(〃) ..... 9  
 管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則(10)(〃) ..... 19

## 人事委員会規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第4号

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則の一部を改正する規則

人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則(昭和45年鳥取県人事委員会規則第33号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(職員) 第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、課長補佐、副主幹、主事及び機械技師とする。	(職員) 第2条 人事委員会事務局に、事務局職員を置き、その職は、事務局長、次長、課長、課長補佐、副主幹、 <u>主任</u> 、主事及び機械技師とする。

附 則  
(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第10項又は第24項の規定の適用を受ける職員の職の設置等については、平成20年3月31日までの間、改正後の人事委員会事務局の職員の職の設置等に関する規則第2条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

### 鳥取県人事委員会規則第5号

職員の給料の調整額に関する規則の一部を改正する規則

職員の給料の調整額に関する規則（昭和31年鳥取県人事委員会規則第18号）の一部を次のように改正する。  
次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

改 正 後			改 正 前		
別表第1（第2条関係）			別表第1（第2条関係）		
勤務箇所	職 員	調整数	勤務箇所	職 員	調整数
略			略		
喜多原学園	(1) 児童と起居を共にする部長、寮長、児童自立支援専門員及び児童生活支援員	4	喜多原学園	(1) 児童と起居を共にする部長、寮長、 <u>主任</u> 、児童自立支援専門員及び児童生活支援員	4
	(2) 児童と起居を共にしない部長、寮長及び児童生活支援員	3		(2) 児童と起居を共にしない部長、寮長、 <u>主任</u> 及び児童生活支援員	3
	(3) 略			(3) 略	
略	略		略	略	
略			略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第10項又は第24項の規定の適用を受ける職員の給料の調整額については、平成20年3月31日までの間、改正後の職員の給料の調整額に関する規則別表第1の規定にかかわらず、なお従前の例による。

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第6号**

給料表の適用範囲に関する規則の一部を改正する規則

給料表の適用範囲に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 教育・学術振興課の副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者で、人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>(4) 公文書館の専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）、部長及び講師、鳥取看護専門学校<small>の</small>副校長、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校<small>の</small>副校長、部長、教務主任及び講師</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 生涯学習センターの学習振興係長、学習情報係長、指導主事<small>及び社会教育主事</small></p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 教育・学術振興課の副主幹（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者で、人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(11) 生涯学習センターの学習振興係長、学習情報係長、指導主事<small>及び社会教育主事</small></p>	<p>(教育職給料表)</p> <p>第2条 教育職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 教育・学術振興課の<u>参事、主幹及び副主幹</u>（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者で、人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>(4) 公文書館の専門員、保育専門学院の次長（教務の職務を行う者に限る。）、<u>主幹（教務の職務を行う者に限る。）</u>、部長及び講師、鳥取看護専門学校の副校長、<u>主幹（教務の職務を行う者に限る。）</u>、教務主任及び講師並びに倉吉総合看護専門学校の副校長、<u>主幹（教務の職務を行う者に限る。）</u>、部長、教務主任及び講師</p> <p>(5)～(9) 略</p> <p>(10) 生涯学習センターの学習振興係長、学習情報係長、指導主事、<u>社会教育主事及び研修主事</u></p> <p>(11)～(13) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 教育職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 教育・学術振興課の<u>参事、主幹及び副主幹</u>（私立学校、私立専修学校及び私立各種学校に関する職務を行う者で、人事委員会が定めるものに限る。）</p> <p>(4)～(10) 略</p> <p>(11) 生涯学習センターの学習振興係長、学習情報係長、指導主事、<u>社会教育主事及び研修主事</u></p>

(12)～(14) 略

4 略

## (研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

- (1) 農業試験場の場長、室長、特別研究員及び研究員
- (2) 園芸試験場の場長、次長、所長、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員
- (3) 畜産試験場の場長、室長及び研究員
- (4) 中小家畜試験場の場長、室長及び研究員
- (5) 林業試験場の場長、室長及び研究員
- (6) 水産試験場の場長、室長及び研究員
- (7) 栽培漁業センターの所長、室長及び研究員
- (8) 衛生環境研究所の所長、次長、室長、特別研究員及び研究員
- (9) 産業技術センターのセンター長、次長、室長、所長、科長、特別研究員及び研究員
- (10) 科学捜査研究所の所長、次席、所長補佐、科長及び研究員
- (11) 略
- (12) 博物館の副館長（学芸員の資格を有する者に限る。）、課長（学芸員の資格を有する者に限る。）、副主幹（学芸員の資格を有する者に限る。）及び学芸員

## (医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師
- (2)及び(3) 略

(12)～(14) 略

4 略

## (研究職給料表)

第3条 研究職給料表は、専門的科学的知識と創意等をもって試験研究又は調査研究業務に従事する職員で、次に掲げるものに適用する。

- (1) 農業試験場の場長、専門研究員、室長、特別研究員及び研究員
- (2) 園芸試験場の場長、次長、研究技監、専門研究員、所長、室長、分場長、試験地長、特別研究員及び研究員
- (3) 畜産試験場の場長、専門研究員、室長及び研究員
- (4) 中小家畜試験場の場長、専門研究員、室長及び研究員
- (5) 林業試験場の場長、専門研究員、室長及び研究員
- (6) 水産試験場の場長、専門研究員、科長及び研究員
- (7) 栽培漁業センターの所長、専門研究員、科長及び研究員
- (8) 衛生環境研究所の所長、次長、専門研究員、室長、特別研究員及び研究員
- (9) 産業技術センターのセンター長、次長、専門研究員、室長、所長、科長、特別研究員及び研究員
- (10) 科学捜査研究所の所長、専門研究員、次席、所長補佐、科長、主任研究員及び研究員
- (11) 略
- (12) 博物館の副館長（学芸員の資格を有する者に限る。）、課長（学芸員の資格を有する者に限る。）、専門学芸員、課長補佐（学芸員の資格を有する者に限る。）、副主幹（学芸員の資格を有する者に限る。）及び学芸員

## (医療職給料表)

第4条 医療職給料表(1)は、次に掲げる職員に対して適用する。

- (1) 中部総合事務所、西部総合事務所又は日野総合事務所の局長、副局長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師
- (2)及び(3) 略

- (4) 東部福祉保健局の局長、副局長、課長、医長、副医長及び医師
- (5)及び(6) 略
- 2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。
- (1) 中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局又は日野総合事務所福祉保健局の課長(技術吏員に限る。)、課長補佐(技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士
- (2) 総合療育センターの薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療師、栄養士及び衛生技師
- (3) 鳥取療育園又は中部療育園の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び理療師
- (4) 精神保健福祉センターの作業療法士
- (5) 東部福祉保健局の課長(技術吏員に限る。)、課長補佐(技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士
- (6) 保健所の診療放射線技師
- (7) 食肉衛生検査所の所長、主幹(技術吏員に限る。)、係長及び衛生技師
- (8) 境港水産事務所の副主幹(技術吏員に限る。)及び衛生技師
- 3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。
- (1) 総合事務所の看護師及び准看護師
- (2) 東部福祉保健局の看護師及び准看護師
- (3) 総合療育センターの部長、看護師長、看護師及び准看護師

- (4) 東部福祉保健局の局長、副局長、課長、医長、副医長、医師及び歯科医師
- (5)及び(6) 略
- 2 医療職給料表(2)は、次に掲げる職員に対して適用する。
- (1) 中部総合事務所福祉保健局、西部総合事務所福祉保健局又は日野総合事務所福祉保健局の課長(技術吏員に限る。)、技幹、課長補佐(技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長(技術吏員に限る。)、主任(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士
- (2) 総合療育センターの技幹、主任(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、理療師、栄養士及び衛生技師
- (3) 鳥取療育園又は中部療育園の技幹、主任(技術吏員に限る。)、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士及び理療師
- (4) 精神保健福祉センターの技幹、主任(技術吏員に限る。)及び作業療法士
- (5) 東部福祉保健局の課長(技術吏員に限る。)、技幹、課長補佐(技術吏員に限る。)、主幹(技術吏員に限る。)、係長(技術吏員に限る。)、主任(技術吏員に限る。)、薬剤師、診療放射線技師、栄養士、衛生技師及び歯科衛生士
- (6) 保健所の技幹、主任(技術吏員に限る。)及び診療放射線技師
- (7) 食肉衛生検査所の所長、技幹、主幹(技術吏員に限る。)、係長、主任(技術吏員に限る。)及び衛生技師
- (8) 境港水産事務所の技幹、副主幹(技術吏員に限る。)、主任(技術吏員に限る。)及び衛生技師
- 3 医療職給料表(3)は、次に掲げる職員に対して適用する。
- (1) 総合事務所の技幹、助産師、看護師及び准看護師
- (2) 東部福祉保健局の技幹、助産師、看護師及び准看護師
- (3) 総合療育センターの部長、技幹(助産師、看護師又は准看護師の職務を行う者に限る。以下この項において同じ。)、看護師長、看護師及び准看護師

- (4) 福祉相談センターの看護師及び准看護師  
 (5) 母来寮の看護師及び准看護師  
 (6) 岩井長者寮の看護師  
 (7) 鳥取療育園又は中部療育園の看護師  
 (8) 喜多原学園の看護師及び准看護師

- (4) 福祉相談センターの技幹、看護師及び准看護師  
 (5) 母来寮の技幹、看護師及び准看護師  
 (6) 岩井長者寮の技幹及び看護師  
 (7) 鳥取療育園又は中部療育園の技幹及び看護師  
 (8) 喜多原学園の技幹、看護師及び准看護師

#### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第5項、第6項、第10項、第11項又は第24項の規定の適用を受ける職員の給料表の適用については、平成20年3月31日までの間、改正後の給料表の適用範囲に関する規則第2条第1項及び第3項、第3条並びに第4条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

#### 鳥取県人事委員会規則第7号

職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を改正する規則

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「削除条」という。）を削り、同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第4条及び第18条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基づき、職員の初任</p>	<p>(この規則の目的)</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「給与条例」という。）第3条第2項、第4条及び第18条の規定並びに公益法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年鳥取県条例第3号。以下「公益法人等派遣条例」という。）第6条、第7条第4項及び第16条の規定に基</p>

給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

づき、職員の職務を給料表に定める職務の級に分類する場合のその分類の基準となるべき標準的な職務の内容及び職員の初任給、昇格、昇給等に関する基準を定めることを目的とする。

(級別標準職務表)

第2条の2 職員の職務を給料表に定める職務の級に分類する場合のその分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、級別標準職務表(別表第3の2から別表第3の9まで)のとおりとする。

2 前項に規定する級別標準職務表に基づき分類される職員の職務の給料表に定める職務の級は、別に人事委員会規則で定める。

第2条の2 削除

(級別資格基準表)

第2条の4 職員の職務の級を決定する場合の級別資格基準は、この規則において別に定めるものを除き、級別資格基準表(別表第3の2から別表第3の9まで)によるものとする。

2 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 職員のうち、次の各号のいずれかに該当し降任された者の降任後の職務の級は、当該降任直前の職務の級とする。

(1)~(4) 略

2及び3 略

別表第3の12 (第2条の4関係)

教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	学歴免許				
略					
講師、助教 諭、養護助 教諭、実習 助手及び寄 宿舍指導員	大 学 卒	0			
	短 大 卒	0			
	高 校 卒	0			

別表第3の17 (第2条の4関係)

(級別資格基準表)

第2条の4 職員の職務の級を決定する場合の級別資格基準は、この規則において別に定めるものを除き、級別資格基準表(別表第3の10から別表第3の17まで)によるものとする。

2 略

(特定の降任の場合の職務の級の特例)

第8条の6 職員のうち、次の各号の一に該当し降任された者の降任後の職務の級は、第2条の2の規定にかかわらず、当該降任直前の職務の級とする。

(1)~(4) 略

2及び3 略

別表第3の12 (第2条の4関係)

教育職給料表(1)級別資格基準表

職 種	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	学歴免許				
略					
講師、助教 諭、養護助 教諭、実習 助手及び寄 宿舍指導員	大 学 卒	0	<u>別に定</u>		
	短 大 卒	0	<u>めに定</u>		
	高 校 卒	0	<u>める。</u>		

別表第3の17 (第2条の4関係)

医療職給料表(3)級別資格基準表									医療職給料表(3)級別資格基準表											
職種	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	職種	職務の級		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
	学歴免許	略									学歴免許	略								
准看護師	准看護師		0	7	7	14	2	16		准看護師	准看護師		0	7	7	14	2	16	3	19
看護師	養成所卒									看護師	養成所卒									

第2条 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則の一部を次のように改正する。

別表第3の2から別表第3の9までを削り、別表第3の10を別表第3の2とし、別表第3の11から別表第3の17までを8表ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年2月1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「改正条例」という。）

附則第10項、第20項又は第24項の規定の適用を受ける職員の級別資格基準については、平成20年3月31日（改正条例附則第20項の規定の適用を受ける者にあつては平成23年3月31日）までの間、改正後の職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則別表第3の4又は別表第3の9の規定にかかわらず、なお従前の例による。

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

**鳥取県人事委員会規則第8号**

管理職手当に関する規則の一部を改正する規則

管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後				改 正 前			
別表（第2条、第3条関係）				別表（第2条、第3条関係）			
組 織		職	区分	組 織		職	区分
本 庁		略	5種	本 庁		略	5種
		主任教授 検査専門員				秘書（人事委員会が承認したものに限り。） 主任教授 検査専門員	



知事の事務 務部局	略	院 長	3 種	知事の事務 務部局	略	院 長	3 種
		保育専門 学院				次 長	
	略	副校長 (人事 委員会が承認 したものに限 る。)	3 種		略	副校長 (人事 委員会が承認 したものに限 る。)	
	倉吉総合 看護専門 学校	事 務 局 長			事務長 (人事 委員会が承認 したものに限 る。)		次長 (人事委 員会が承認し たものに限る。)
略	略	略	略	略	略	略	略

附 則

この規則は、平成18年2月1日から施行する。

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第9号

人事委員会の事務局長に対する事務委任規則等の一部を改正する規則

(人事委員会の事務局長に対する事務委任規則の一部改正)

第1条 人事委員会の事務局長に対する事務委任規則 (昭和41年鳥取県人事委員会規則第19号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正部分」という。) に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分 (以下この条において「改正後部分」という。) が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
(委任)	(委任)

第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。

(1)～(25) 略

(26) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第4項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第4項の規定による承認をすること。

(27) 略

(28) 勤務時間条例第7条第1項又は第3項の規定による承認をすること。

(29)及び(30) 略

(31) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年鳥取県人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2、第21条第2号から第4号まで又は第22条の規定による承認をすること。

(32) 管理職手当に関する規則（昭和33年鳥取県人事委員会規則第22号）第2条の規定による承認をすること。

(33) 宿日直手当に関する規則（昭和44年鳥取県人事委員会規則第2号）第2条第1号の規定による承認をすること。

(34) 職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第13号の規定により職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第34号の規定により特別休暇に関する認定を行うこと。

(35) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年鳥取県条例第3号。以下「派遣条例」という。）第3条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議をすること。

(36)～(38) 略

第2条 人事委員会は、次に掲げる事項を除き、その権限に属する事務を事務局長に委任する。

(1)～(25) 略

(26) 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第35号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第2項又は県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年12月鳥取県条例第36号。以下「県費負担教職員勤務時間条例」という。）第2条第2項の規定による承認をすること。

(27) 略

(28) 勤務時間条例第8条第1項又は第3項の規定による承認をすること。

(29)及び(30) 略

(31) 職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則（昭和32年10月鳥取県人事委員会規則第10号）第3条第1項第2号、同条第2項、第7条、第7条の2、第21条第2号から第4号まで又は第22条の規定による承認をすること。

(32) 管理職手当に関する規則（昭和33年10月鳥取県人事委員会規則第22号）第2条の規定による承認をすること。

(33) 宿日直手当に関する規則（昭和44年2月鳥取県人事委員会規則第2号）第2条第1号の規定による承認をすること。

(34) 職務に専念する義務の特例に関する規則（平成6年12月鳥取県人事委員会規則第16号）第2条の表第13号の規定により職務に専念する義務の免除又は県費負担教職員勤務時間規則第15条の表第34号の規定により特別休暇に関する認定を行うこと。

(35) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（昭和63年3月鳥取県条例第3号。以下「派遣条例」という。）第3条第2項（同条第3項において準用する場合を含む。）の規定による協議をすること。

(36)～(38) 略

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」

という。)が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第 5 条 削除</u></p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第 6 条 任命権者は、条例第 3 条第 1 項ただし書の規定により週休日を設け、同条第 2 項の規定により勤務時間を割り振り、条例第 4 条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第 6 条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第 7 条 条例第 8 条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第 3 号）第 3 条第 1 項に規定する行政職給料表又は教育職給料表(1)の適用を受ける職員とする。</p> <p>2 条例第 8 条の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(宿日直勤務)</p> <p>第 8 条 条例第 9 条第 1 項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p>	<p><u>(休息时间)</u></p> <p><u>第 5 条 任命権者は、4 時間の連続する正規の勤務時間ごとに、15 分の休息時間を置かなければならない。この場合において、休息時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりに置いてはならない。</u></p> <p><u>2 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。</u></p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第 6 条 任命権者は、条例第 3 条第 1 項ただし書の規定により週休日を設け、同条第 2 項の規定により勤務時間を割り振り、条例第 4 条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第 6 条の規定により休憩時間を置き、又は条例第 7 条の規定により休息時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(船員の勤務時間の特例)</p> <p>第 7 条 条例第 9 条の人事委員会規則で定める職員は、職員の給与に関する条例（昭和26年 2 月鳥取県条例第 3 号）第 3 条第 1 項に規定する行政職給料表又は教育職給料表(1)の適用を受ける職員とする。</p> <p>2 条例第 9 条の人事委員会規則で定める作業は、次に掲げる作業とする。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(宿日直勤務)</p> <p>第 8 条 条例第10条第 1 項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、次に掲げる勤務とする。</p>

(1)～(6) 略

(7) 児童相談所、児童自立支援施設又は鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の規定に基づき設置された施設における入所者等の生活介助等のための当直勤務

2 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第10条 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、条例第9条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員(条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の2 条例第10条第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜(条例第10条第1項に規定する深夜をいう。以下この条から第10条の4までにおいて同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2)及び(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条の3 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間(6月以内の期間に限る。)の初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下「制限終了日」という。)を明らかにして、制限開始日の1月前までに条例第10条第1項の請求(以下この条及び次条において「請求」という。)を行うものとする。

2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

(1)～(6) 略

(7) 児童相談所、児童自立支援施設又は鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年3月鳥取県条例第11号)の規定に基づき設置された施設における入所者等の生活介助等のための当直勤務

2 略

(時間外勤務を命ずる際の考慮)

第10条 任命権者は、条例第10条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 任命権者は、条例第10条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員(条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。)に勤務することを命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

(育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の2 条例第10条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜(条例第10条の2第1項に規定する深夜をいう。以下この条から第10条の4までにおいて同じ。)において就業していない者(深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。)であること。

(2)及び(3) 略

(育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第10条の3 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間(6月以内の期間に限る。)の初日(以下「制限開始日」という。)及び末日(以下「制限終了日」という。)を明らかにして、制限開始日の1月前までに条例第10条の2第1項の請求(以下この条及び次条において「請求」という。)を行うものとする。

2～4 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第10条の5 条例第10条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の6 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間の初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第10条第2項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。

2 任命権者は、前項の請求書が提出された場合には、条例第10条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第10条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 及び5 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の8 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第10条の3及び第10条の4（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者（条例第10条第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条第1項」とあるのは「第10条第3項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組

第10条の5 条例第10条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

(育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第10条の6 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間の初日（以下「時間外勤務制限開始日」という。）及び期間（1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。）を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第10条の2第2項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。

2 任命権者は、前項の請求書が提出された場合には、条例第10条の2第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 任命権者は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日（以下「1週間経過日」という。）前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第10条の2第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4 及び5 略

(介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第10条の8 条例第10条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第10条の2第3項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第10条の3及び第10条の4（同条第1項第3号及び第4号を除く。）の規定は、要介護者（条例第10条の2第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。）を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の3第1項中「第10条の2第1項」とあるのは「第10条の2第3項」と、第10条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又

の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)  
第10条の9 第10条の6及び第10条の7(同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の6第1項から第3項までの規定中「第10条第2項」とあるのは「第10条第4項」と、第10条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「前項第1号又は第2号の」と読み替えるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条及び第11条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2及び3 略

4 略

5 略

は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)  
第10条の9 第10条の6及び第10条の7(同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第10条の6第1項から第3項までの規定中「第10条の2第2項」とあるのは「第10条の2第4項」と、第10条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「前項第1号又は第2号の」と読み替えるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第28条 任命権者は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第5条第1項及び第11条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2及び3 略

4 条例附則第2項又は第3項の規定が適用される職員の勤務時間の割振りについて、この規則の施行の際現に旧勤務時間規則第7条第1項又は第3項の規定に基づき置かれている休憩時間については、それぞれ第5条第1項又は第28条の規定に基づく休憩時間とみなす。

5 略

6 略

<u>6</u> 略	<u>7</u> 略
<u>7</u> 略	<u>8</u> 略
<u>8</u> 略	<u>9</u> 略
<u>9</u> 略	<u>10</u> 略

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成6年鳥取県人事委員会規則第17号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動条項」という。）に対応する同表の改正後の欄中条及び項の表示に下線が引かれた条及び項（以下この条において「移動後条項」という。）が存在する場合には、当該移動条項を当該移動後条項とし、移動条項に対応する移動後条項が存在しない場合には、当該移動条項（以下この条において「削除条項」という。）を削り、移動後条項に対応する移動条項が存在しない場合には、当該移動後条項（以下この条において「追加条項」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び削除条項を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加条項を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後	改 正 前
<p><u>第5条</u> 削除</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第6条 市町村教育委員会は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置いた場合には、適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p>	<p>(<u>休息时间</u>)</p> <p><u>第5条</u> 市町村教育委員会は、4時間の連続する正規の勤務時間ごとに、15分の休息時間を置かなければならない。この場合において、休息時間は、正規の勤務時間の始め又は終わりに置いてはならない。</p> <p><u>2</u> 休息時間は、正規の勤務時間に含まれるものとし、これを与えられなかった場合においても、繰り越されることはない。</p> <p>(週休日及び勤務時間の割振り等の明示)</p> <p>第6条 市町村教育委員会は、条例第3条第1項ただし書の規定により週休日を設け、同条第2項の規定により勤務時間を割り振り、条例第4条の規定により週休日及び勤務時間の割振りを定め、条例第6条の規定により休憩時間を置き、又は<u>条例第7条の規定により休息時間を置いた場合には、</u>適当な方法により速やかにその内容を明示するものとする。</p> <p>2 略</p>

## (宿日直勤務)

第7条 条例第7条第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

## 2 略

## (時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 市町村教育委員会は、条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 市町村教育委員会は、条例第7条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員（条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

## (育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の2 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜（条例第8条第1項に規定する深夜をいう。以下この条から第9条の4までにおいて同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。

(2)及び(3) 略

## (育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の3 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間（6月以内の期間に限る。）の初日（以下「制限開始日」という。）及び末日（以下「制限終了日」という。）を明らかにして、制限開始日の1月前までに条例第8条第1項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。

## 2～4 略

## (宿日直勤務)

第7条 条例第8条第1項の人事委員会規則で定める断続的な勤務は、本来の勤務に従事しないで行う庁舎、設備、備品、書類等の保全、外部との連絡、文書の收受及び庁内の監視を目的とする勤務とする。

## 2 略

## (時間外勤務を命ずる際の考慮)

第9条 市町村教育委員会は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において職員に勤務することを命ずる場合には、職員の健康及び福祉を害しないように考慮しなければならない。

2 市町村教育委員会は、条例第8条第2項の規定に基づき正規の勤務時間以外の時間において短時間勤務職員（条例第3条第1項に規定する短時間勤務職員をいう。以下同じ。）に勤務することを命ずる場合には、短時間勤務職員の正規の勤務時間が常時勤務を要する職員の勤務時間より短く定められている趣旨に十分留意しなければならない。

## (育児を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の2 条例第8条の2第1項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 深夜（条例第8条の2第1項に規定する深夜をいう。以下この条から第9条の4までにおいて同じ。）において就業していない者（深夜における就業日数が1月について3日以下の者を含む。）であること。

(2)及び(3) 略

## (育児を行う職員の深夜勤務の制限の請求手続等)

第9条の3 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間（6月以内の期間に限る。）の初日（以下「制限開始日」という。）及び末日（以下「制限終了日」という。）を明らかにして、制限開始日の1月前までに条例第8条の2第1項の請求（以下この条及び次条において「請求」という。）を行うものとする。

## 2～4 略



## (育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第9条の5 条例第8条第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

## (育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の6 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間の初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第8条第2項の請求(以下この条及び次条において「請求」という。)を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の請求書が提出された場合には、条例第8条第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 市町村教育委員会は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第8条第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4及び5 略

## (介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の8 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第8条第3項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第9条の3及び第9条の4(同条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第8条第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条第1項」とあるのは「第8条第3項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とあるのは「要介

## (育児を行う職員の時間外勤務の制限)

第9条の5 条例第8条の2第2項の人事委員会規則で定める者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1)～(3) 略

## (育児を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)

第9条の6 職員は、人事委員会が別に定める請求書により、請求に係る一の期間の初日(以下「時間外勤務制限開始日」という。)及び期間(1年又は1年に満たない月を単位とする期間に限る。)を明らかにして、時間外勤務制限開始日の前日までに条例第8条の2第2項の請求(以下この条及び次条において「請求」という。)を行うものとする。

2 市町村教育委員会は、前項の請求書が提出された場合には、条例第8条の2第2項に規定する措置を講ずることが著しく困難であるかどうかについて、速やかに請求をした職員に対し通知しなければならない。

3 市町村教育委員会は、請求があった日の翌日から起算して1週間を経過する日(以下「1週間経過日」という。)前の日を時間外勤務制限開始日とする請求があった場合で、条例第8条の2第2項に規定する措置を講ずるために必要があると認めるときは、当該時間外勤務制限開始日から1週間経過日までの間のいずれかの日に時間外勤務制限開始日を変更することができる。

4及び5 略

## (介護を行う職員の深夜勤務の制限)

第9条の8 条例第8条の2第3項の人事委員会規則で定める者は、次に掲げる者であって職員と同居しているものとする。

(1)及び(2) 略

2 条例第8条の2第3項の人事委員会規則で定める期間は、2週間以上の期間とする。

3 第9条の3及び第9条の4(同条第1項第3号及び第4号を除く。)の規定は、要介護者(条例第8条の2第3項に規定する要介護者をいう。以下この項において同じ。)を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の3第1項中「第8条の2第1項」とあるのは「第8条の2第3項」と、第9条の4第1項第1号中「子」とある

護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)  
第9条の9 第9条の6及び第9条の7(同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の6第1項から第3項までの規定中「第8条第2項」とあるのは「第8条第4項」と、第9条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「前項第1号又は第2号の」と読み替えるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第26条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条及び第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日若しくは勤務時間の割振り、週休日の振替等又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2及び3 略

4 略

5 略

のは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と読み替えるものとする。

(介護を行う職員の時間外勤務の制限の請求手続等)  
第9条の9 第9条の6及び第9条の7(同条第1項第3号及び第4号並びに第2項各号を除く。)の規定は、要介護者を介護する職員について準用する。この場合において、第9条の6第1項から第3項までの規定中「第8条の2第2項」とあるのは「第8条の2第4項」と、第9条の7第1項第1号中「子」とあるのは「要介護者」と、同項第2号中「子が離縁又は養子縁組の取消しにより請求をした職員の子でなくなった」とあるのは「要介護者と請求をした職員との親族関係が消滅した」と、同条第2項中「次の各号に掲げる」とあるのは「前項第1号又は第2号の」と読み替えるものとする。

(週休日及び勤務時間の割振り等の別段の定め)

第26条 市町村教育委員会は、業務若しくは勤務条件の特殊性又は地域的若しくは季節的事情により、第2条、第3条、第5条第1項及び第10条第1項の規定によると、能率を甚だしく阻害し、又は職員の健康若しくは安全に有害な影響を及ぼす場合には、人事委員会の承認を得て、週休日、勤務時間の割振り、週休日の振替等、休憩時間又は代休日の指定について別段の定めをすることができる。

附 則

(施行期日)

1 略

(経過措置)

2及び3 略

4 条例附則第2項又は第3項の規定が適用される職員の勤務時間の割振りについて、この規則の施行の際現に市町村教育委員会が定めている休憩時間については、第5条第1項又は第26条の規定に基づく休憩時間とみなす。

5 略

6 略

6 略	7 略
7 略	8 略
8 略	9 略
9 略	10 略

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成18年 1月31日

鳥取県人事委員会委員長 奥 田 悦 子

鳥取県人事委員会規則第10号

管理職員等の範囲を定める規則の一部を改正する規則

管理職員等の範囲を定める規則（昭和41年鳥取県人事委員会規則第30号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改 正 後		改 正 前		
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）		
機 関	職 員	機 関	職 員	
略		略		
知事 の事 務部 局	略	略		
	東部福祉保健 局	局長 副局長 課長	東部福祉保健 局	局長 副局長 課長（保健 衛生課長を除く。）
	略		略	
	倉吉総合看護 専門学校	校長 副校長 事務局長 事務局次長	倉吉総合看護 専門学校	校長 副校長 事務局長 次 長
	略		略	
	中小家畜試験 場	場長 企画総務課長	中小家畜試験 場	場長 総務課長
略		略		
人事委員会事務局	局長 次長 課長 課長補 佐	人事委員会事務局	局長 次長 課長 課長補 佐 副主幹 主任	
略		略		
備考 略		備考 略		

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成18年 2月 1日から施行する。

(経過措置)

2 職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第10項又は第24項の規定の適用を受ける職員の管理職員等の範囲については、平成20年 3月31日までの間、改正後の管理職員等の範囲を定める規則別表の規定にかかわらず、なお従前の例による。